

2011.03.04 : 平成 23 年予算特別委員会第 1 分科会〔23 年度予算〕(危機管理室等)

天変地異は勿論のことテロ等の武力攻撃を受けたときの国民の保護について

積極的な国民保護の広報活動について

行政、午前中からずっと市民の安全を守るんだということで、危機管理監の役割は大変重要なものであるということについては周知のことでございますが、危機管理室の大きな役割ということになれば、そういう天変地異ということも大事ですけれども、テロやとか、あるいはそれ以外の武力攻撃を受けたときの国民の保護に関する、国民保護について取り組むということは、まず第一の仕事だと、こう思っております。

世界の情勢も流動的ですし、今の状態では、いつ、どんな事故が起こってくる、事件が起こるかもわからないと、こういうふうなことになっておまして、平成 18 年度に計画を作成して、これまで爆破テロやとか、あるいはその他のケミカルテロ、生物テロ、こういうものについての取り組みについても相当研究してきていらっしゃると思います。けれども、市民の側から見て、そういうものに対する対応といいますか、危機感といいますか、そういうものをどこまで持っておるんだろうかなと、こういうことについて、私は危惧をしておるんです。

そういう意味で、もっと積極的に市民の方々に対しても、国民保護ということがどういうことなのかということをお伺いをしておきたいと思っております。いわゆる広報が足りないというふうには私は思っております。

答弁(川野危機管理監・理事)

委員がご指摘いただきましたとおり、例えば、昨年でいいますと、北朝鮮で砲撃事件などが起こっておるのが現実でございます。そういう意味では、昨今の国際情勢というのは油断を許さないという状況にあらうかと思っております。

本市におきましても、平常時により、万が一の事態に備えて対策をとっておくということが重要であろうと思っております。実は、本市では、国民保護法というのができて、平成 18 年度に国民保護計画をつくったところでございます。平成 19 年度から、その辺の具体的なマニュアルづくりを進めております。具体的に申しますと、先ほどお話がございましたように、まず爆破テロ、それから化学剤テロ、それから生物剤テロ、この 3 つを想定したマニュアルをつくったところでございます。

これを作成するに当たりましては、関係機関にも多数ご参加をいただいて、その都度、訓練を実施しております。この訓練ですが、マニュアルをつくった実効性を検証する必要があると思っておりますから、この訓練の成果を反省点にしまして、マニュアルにも反映していくと、こういう形を踏ままして、この 3 つの対応策をつくってございます。これからですが、作りましたマニュアル自身、これをまず十分に習熟して、訓練を実施して、継続的にやっていく、これが大事なことかと我々は思っております。

一番大切な市民への PR という委員のご指摘でございます。我々もこのことを市民の皆様、本当に自分自身の命を守るということで大事なことだと思っておりますので、ご理解あるいは啓発をする必要が高いと思っております。具体的には、計画段階から、ホームページをつくりまして、いろいろと内容を公開していったりとか、あるいは折々、広報紙で掲載をしたりとか、あるいはわかりやすいリーフレットをつくって配布したりとか、それから出前トークについても実施してまいりました。それから、各区の安全会議などでも説明をしていく、あるいは婦人市政懇談会とか、民間の皆様にお集まりいただいております神戸安全ネット会議とか、そういった会議でも説明をして、普及啓発をしておるところでございます。また、訓練をするに当たりましても、市民の方や報道機関の方にも見ていただけるような形での実施をして、その旨も事前にお知らせもし、PR もしております。

という形で取り組んでおるんですが、やはり市民の皆さんにとっては、日常生活から少し国民保護というのは離れたものであって、なかなかとふだんの生活を越えてまでの関心にかないというところのことも感じておるところでございます。とはいいいながら、そのことにくじけることなく、粘り強く繰り返して、そういう形での P

Rを広げ、あつては困りますが、いざというときに、少しでも心の中にそういう対応について心に残っていただければと、そんなふうな気持ちで、さらに広報にも努めてもいきたいと思っております。

積極的な防犯施策を推進と現状について

最近、安全ということについて非常に関心が高くなっております。市民の皆さんに身近な問題として、窃盗やらひったくりやら、あるいは防犯、こういうものが関心が非常に高いんです。国民保護という立場から見れば、身近な問題ばかりでございますけれども、地域のこういうものに対する取り組みや警察による取り締まりの強化などによって、市内の犯罪認知数は減少しておるということは、数の上ではわかっておるわけですが、こういうものを防止をしていくために、防犯カメラというのが非常に大きな役割を果たしておると、こういうふうに私ども思っておりますし、地域と一緒に防犯パトロールを行ったりすることが、防犯活動にも積極的な効果をあらわしておる、こういうふうに思っております。

神戸市も積極的に防犯施策を進めていく必要があると考えておるんですけれども、防犯施策についての現状をどう認識していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

答弁（松山危機管理室長）

神戸市内の刑法犯認知件数は、委員ご指摘のとおり、平成14年には5万895件でピークでしたが、その後減少しております。平成22年は2万4,334件と半減しております。しかし、女性や子供が被害に遭う犯罪や振り込み詐欺などが発生するなど、依然として予断を許さない状況でございます。このため神戸市といたしましては、人づくり、意識づくり、環境づくり、ネットワークづくりを柱といたしまして、各局・室・区におきまして防犯マップづくりを進めているところでございます。

また、人づくりといたしましては、危機管理室では、神戸まちづくり学校による人材育成を行っております。教育委員会では、子供たちへの防犯教育など、人づくりの取り組みを進めてございます。

次に、意識づくりでございますが、区役所や危機管理室では、ホームページ、広報紙、神戸市防犯ガイドを活用した情報提供や出前トークによる啓発を行うなど、市民の意識づくりの取り組みを進めているところでございます。

また、環境づくりといたしましては、建設局では、光のまち神戸運動、これ、暗がりのパトロール実施とか、街灯の増設や照度アップを行っております。市民参画推進局では、店舗や住宅にステッカーを張り出して、子供が助けを求めたときに、一時的保護することも110番、青少年を守る店・守る家や、車にステッカーを張り運行し、事故や危険を発見した場合や助けを求められた場合に、初期対応を行うことも110番、青少年を守る車などの実施による青少年の見回り強化を行っております。防犯カメラでございますが、産業振興局では、商店街に対する防犯カメラの設置補助を行っております。また、環境局の方では、不法投棄防止のために自治会等への防犯カメラの貸し出しを行うなど、取り組みを進めているところでございます。

最後に、ネットワークづくりでございますが、灘区では、メーター検針員や飲料、新聞、郵便の配達員や業務員が腕章やワッペンを着用し、勤務中に不審な人物や不審者を発見したときに110番に通報する灘・地域ぐるぐるパトロールというのを行っております。また、危機管理室では、神戸防犯協会の活動助成とか、県警との連絡会、これを開催して、各局・室・区のネットワークづくりの取り組みを進めてございます。

何といたしましても、防犯対策は地域みずからが地域を守っていくという意識、住民の取り組みによる地域力の向上が重要でございます。住民に身近な区役所が中心となって、区安全会議の開催、防災に関する情報提供、関係機関とのネットワークづくりを進めるなど、地域住民による防犯の取り組みを支援していきたいと考えてございます。

国民保護法に関して

全国の都道府県全部に国民保護法が行き渡っておって、防災監という人たちが配置されておるのか、あるいは政令都市全部にはそうっておるのか、そのあたりについてお伺いしておきたいのと、さっきも話出ておりましたけれども、一応有事のとき、日本が台湾海峡を封鎖されたり、いろんなことをしたときに、日本には食料の備蓄が十分あるんかということで危機感をあおる—いろいろなマスコミなんかでは、ないぞと。日本自身がそんなに食料を生産していなんだからということがよく言われるんですが、そういうあたり、十分食料問題については大丈夫と言えるのかどうかということをお伺いしておきたいのと、それから、防犯対策についても、ついでにお伺いしておきますが、防犯対策でカメラというのは非常に有効だと思うんですね。商店街とか、産業振興局だとか、あるいは環境局のごみ置き場というところもやっておるようですが、警察なんかがやっておる防犯カメラもあるんでしょう。全部で神戸市内で防犯カメラは何ぼあるのか。多ければ多いほど情けないということにつながるんですけども、どんな状態なのかということをお伺いしておきたいと思います。わからなかったら、またわかったときで結構ですから。

答弁（川野危機管理監・理事）

危機管理監の設置状況ということでございますね。まず、政令市で申し上げますと8市、仙台、埼玉、横浜、新潟、浜松、大阪、神戸、北九州と、こういう形でいらっしゃいます。都道府県レベルですと、今確認できていますのが、東京、北海道、静岡、新潟、富山、岡山、広島、ちょっとあと詳細までわかっておりませんが、そういう意味では、そういう形で危機管理監が設置されておるようでございます。

それから、食料備蓄につきましては、済みません、ちょっと資料を持ち合わせてございません。

答弁（松山危機管理室長）

防犯カメラでございますが、環境局の方で貸し出ししてあります分でございますが、保有台数が、今聞いておりますのが、一応13台お持ちだと聞いてございまして、今は、たしか8台ぐらい貸し出しをしているというふうなことでございます。

また、防犯カメラの産業振興局での補助事業でございますが、一応申請されて防犯カメラの設置の事業をされたのが、市内で28の商店街で防犯カメラの設置の事業が行われています。個数については、申しわけございません、手元にはございませんので、わかりませんが、されていると聞いてございます。

警察につきましては、申しわけないんですが、手元にはございませんので

要望

本当に、私、住んでおる地域も物騒なまちで、泥棒があの家も入った、この家も入ったと、最近よく言われるんです。長田区片山町というあたりです。あのあたりも、昔は泥棒なんか入らん。神戸の芦屋の六麓荘や言うところなのに、このごろ泥棒さんがよう入ってくれるんです。防犯カメラつけないかんないうて、自治会でつけるのか、役所がつけてくれるのかというようなことも話題になったりするぐらいなんで、防犯カメラというのは大変有力な武器になると、こういうふうには私も思っておるんで、防犯カメラをつけることが有力ではあるけれども、つけなきゃならんという社会が悲しいと、こういうふうには私は思っておるんです。そういう意味で、どっちがいいのかわかりませんが、まちから犯罪をなくしていくということを一層努力してほしいと思います。

それから、国民保護法の問題で、政令都市で8市しかしていない。都道府県では、何ぼか、全部しておるのかどうかもわかりませんが、やっぱり必要があるから、こういう危機管理監がおるんですから、よその都市はどう考えておるのかなと。ちょっと認識が低いんじゃないかなというような感じはしますが、よその都市も全国がハリネズミのように、きちっとするようにやっていただきたいと思っております。